

# 平成 30 年度とちぎ健康福祉協会事業計画

## I 基本方針

社会福祉事業及び県民の健康と生きがいづくりを総合的に支援するための事業を着実、効果的かつ適正に行う。

また、公益性・非営利性の高い社会福祉法人としての存在意義を認識し、社会福祉法人の使命である経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化及び地域における公益的な活動に積極的に取り組む。

さらに、国、県及び市町の福祉施策を踏まえ、経営する施設の運営体制や各種事業の実施体制を充実させ、各サービスを確実に提供する。

なお、実施に当たっては、とちぎ健康福祉協会基本計画（三期計画）を業務運営の指針とし、基本理念とする「利用者一人ひとりが、その人らしく、地域社会において健やかに育ち、心豊かに暮らすことを支援するー健康経営 みんなの力で あふれる笑顔ー」のもと、次の基本方針に基づき、事業を展開する。

- 1 質の高いサービスの提供
- 2 自主自立経営の確立
- 3 地域社会への貢献

## II 事業運営

### 1 管理部

#### (1) 総務課

協会本部としての総合的企画調整機能及び経営管理体制の充実強化に努めるとともに、各施設等と連携し、協会の自主自立経営の確立を図るため、次の項目を推進する。

ア 平成 31 年度決算から義務付けられる予定の会計監査人の設置に向けた準備を進める。

イ 桜ふれあいの郷建替整備を着実に推進し、実施設計を完了する。

ウ 法人の安定的かつ持続可能な運営を確保するため、中長期的な資金収支計画を策定する。

エ 優れた人材の確保及び定着のため、社会保険労務士等の助言を受けながら、新たな給与制度及び研修体系を構築する。

オ 職員提案制度を活用して業務の改善や効率化を行い、働きやすく風通しの良い職場づくりに取り組む。

カ ストレスチェック制度に基づく集団分析評価を活用して職場環境改善に取り組み、職場における職員のストレス軽減を図る。

キ 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、適正な管理に努める。

#### (2) 支援業務課

とちぎリハビリテーションセンター駒生園の利用者支援に係る業務を受託し、次の項目を推進する。

ア 利用者個々の能力やニーズに沿った質の高いサービスの提供を行う。

イ 利用者の自立と社会参加を促進するため、適切な個別支援計画の作成を行う。

- ウ 利用者の個別支援計画に基づく日常生活上の支援、機能訓練、生活訓練、健康管理等を通して、日常生活動作と社会性の向上を図る。
- エ 利用者及び家族等に対する相談支援を行う。
- オ とちぎりハビリテーションセンターの独立行政法人化を踏まえ、適切に業務を実施する。
- カ その他、施設の運営方針に付随する業務を行う。

### (3) わかくさ 母子生活支援施設

定員 20 世帯

母子を共に入所させる施設の特性を生かし、親子関係の再構築と生活の安定が図られるよう、就労や日常生活及び児童養育に関する相談支援を行うとともに、退所後の相談やその他の援助を行うことで社会的自立を促進する。

また、子どもの貧困対策の推進に努め、関係機関と連携し、児童の生育環境等の整備に取り組む。

#### ア 母親の自立促進

##### (ア) 日常生活の支援及び相談支援の実施

母子が地域で自立していくために、日常生活における支援及び相談支援を行い、安定した家庭生活や親子関係・対人関係の再構築ができるよう支援する。

母親が安定して就労できる保育体制として、補完保育・病後児保育の充実を図る。

##### (イ) 経済的自立の促進

就労を目的とした職業訓練等による資格取得の促進や、雇用促進連絡会議の開催等による情報提供を行うとともに、就労への不安等に対して相談や助言を行う。

##### (ウ) 関係機関との連携

福祉事務所や児童相談所、地域の保健師等との連携を図り、情報を共有しながら、養育や自立に向けた一貫した支援を行う。

#### イ 児童の健全育成

##### (ア) 学習支援の充実

学習環境の整備を行うとともに、地域の学習ボランティアの活用により、学習意欲の向上を図る。

##### (イ) 多様な体験活動機会の提供

年齢に応じた体験活動の機会を通して、豊かな情緒や社会性を育み、自尊心の形成と自己肯定感の向上を図る。

##### (ウ) 学校等関係機関との連携強化

学校等関係機関との連絡会議を定期的実施し、生活状況・学習状況等について情報交換を行い、児童の健全育成に努める。

#### ウ DV 被害、虐待被害からの回復

##### (ア) 心理療法

DV 被害や虐待による心的外傷を緩和するための心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心の安定と安心感の再形成及び人間関係の再構築を図る。

(イ) 個別対応

被虐待による個別の対応が必要な児童へのマンツーマンの対応や、その母親への個別の援助を行うことで、虐待を受けた児童等への支援の充実を図る。

(ウ) 夜間支援

常直体制や警察との連携により、夜間における利用者の安全確保に努める。

エ 退所した母子に対するアフターケア

退所した母子が地域で安定した生活が送れるように、行政、医療、福祉をはじめとする地域の関係機関とのネットワークを形成するとともに、フォローアップを行う。

オ 施設機能の活用

(ア) 一時保護事業（委託事業）

栃木県からの委託を受け、DV防止法及び売春防止法に定める要保護女子を一時的に保護し、安心して生活できる場所を提供するとともに、保護後の生活に向けた相談支援を行う。

(イ) 緊急一時利用事業（自主事業）

緊急に居所を必要とする母子や女性を対象に、一時的に生活の場を提供し、利用後の生活に必要な社会資源の情報提供や相談支援を行う。

カ 衛生管理、安全管理の徹底

(ア) 衛生・健康管理の周知徹底

定期健康診断の実施や必要に応じた医療機関の受診、インフルエンザなど感染症予防に向けた取組みや母子講座等での衛生教育を実施する。

(イ) 安全管理の徹底

防災訓練（避難訓練月 1 回、総合防災訓練年 1 回、警察等と連携した不審者対応訓練年 2 回）及び誘拐等に対する防犯教育を実施する。また、施設内や居室の防災のため環境整備に努める。

(ウ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報の漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

キ その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質向上

職種に応じた計画的、継続的な研修の受講により専門性を高める。また、基幹的職員がスーパーバイザーとなり、職場内研修を積極的に実施し、知識、技術の向上並びに情報の共有とチーム支援の強化に努める。

(イ) リスクマネジメントの徹底

入所世帯の安全確保を最優先とし、母子の生活支援におけるリスクの早期発見と改善に努めることで、事故の未然防止を図る。

(ウ) 苦情解決制度の充実

利用者に苦情解決制度を周知するとともに、利用者からの苦情については第三者委員を交え適切に解決し、その内容及び結果を定期的に公表することにより、利用者の安全、安心な支援に努める。

(エ) 福祉サービス第三者評価受審結果への対応  
福祉サービス第三者評価受審結果を踏まえた改善に取り組み、サービスの質の向上に努める。

(オ) 情報提供等の推進  
施設の基本的事項や母子生活支援施設に関する情報をホームページで提供することにより、事業運営の透明性の確保に努める。

ク 地域における公益的な取組みの実施  
社会福祉法人の責務として、施設の特長や地域の実情に合わせた公益的な活動に取り組む。

(4) 桜ふれあいの郷 障害児入所施設  
障害者支援施設  
障害者支援センターふれあい

定員

児童施設	障害児入所支援 15 名
(併設)	生活介護 15 名 施設入所支援 15 名
生活支援施設	生活介護 140 名 施設入所支援 135 名
就労支援施設	生活介護 25 名 就労継続支援 B 型 55 名 施設入所支援 40 名

利用者の権利擁護に努め、自己選択と自己決定が図られるよう、その意思及び人格を尊重するとともに、利用者個々の能力に応じた自立と社会活動への参加を促進するため、質の高い障害福祉サービスを提供する。

また、利用者の心身の状態や地域生活への意欲等を勘案しながら、グループホーム等地域生活への移行を進め、「障がい者支援センターふれあい」を、地域で生活する障害児者及びその家族に対する支援の拠点とし、総合的な福祉サービス事業を推進する。

利用者の住環境の整備については、老朽化した施設の補修・改修を行い、住環境の維持・向上に努める。

さらに、施設の建替整備については、基本・実施設計を完了させるとともに、建設予定地の整備や利用者定員の変更を行う。

ア 児童施設

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設の併設施設に移行し、次のサービスを提供する。

(ア) 障害児入所支援

年齢や発達段階に応じたサービスを提供し、健康の維持増進及び情緒の安定を図るとともに、交流等の機会を確保し、家族との絆を深める。

(イ) 生活介護

日常生活で介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護を行うとともに、個々の能力に応じた、日中活動や創作的活動機会の提供を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(ウ) 施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

イ 生活支援施設

利用定員について、利用者の重度・高齢化に手厚い職員体制で支援ができるよう、平成 30

年度から生活介護を 135 名（15 名減）、施設入所支援 140 名（10 名減）とする。

（ア）生活介護

常時介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援や作業療法士等による機能訓練を実施し、障害の特性に応じた活動を通して生活能力の維持・向上を図る。

（イ）施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

ウ 就労支援施設

（ア）生活介護

日常生活で介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護を行うとともに、個々の能力に応じた、日中活動や創作的活動機会の提供を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

（イ）就労継続支援 B 型

一般就労が困難な利用者に対し、施設内において就労の場を提供するとともに、利用者の意向やニーズに応じて、一般就労に向け支援する。

また、利用者の特性に合わせた作業の提供に努め、販路拡大等に取り組むことで利用者工賃の向上を目指す。

（ウ）施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

エ 短期入所

短期間の入所を必要とする障害児者に対し、食事、入浴、排せつ等の支援を提供することにより、障害児者とその家族を支援する。

- 定員 児童施設 1 名 生活支援施設 4 名 就労支援施設 2 名

オ 日中一時支援事業

在宅の障害児者の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常生活上の支援を行い、その家族の就労及び介助者の一時的な休息に資する。

- 定員 15 名

カ 障がい者支援センターふれあい

次の事業を障がい者支援センターふれあいの事業として主体的に行うとともに、地域福祉サービスの拠点事業所としての機能強化に努める。

（ア）共同生活援助事業（グループホーム）

共同生活援助事業所ふれあいの入居者に対し、日常生活の援助や相談支援を行うことにより、安定した地域生活が営めるよう支援する。

- 所在地 さくら市 8 か所
- 定員 54 名

（イ）障害者就業・生活支援センター（委託事業）

就業及び日常生活の支援を必要とする障害者に対し、雇用及び福祉等の関係機関と連携を図り必要な指導・助言等の支援を行うとともに、事業主に対し、就職後の雇用管理

に係る助言等を行うことにより、職業生活の安定と障害者の雇用の促進・定着を図る。

○ 活動圏域 県北障害保健福祉圏域

(ウ) 障害者相談支援事業

a さくら市相談支援事業（委託事業）

さくら市及び周辺市町に居住する障害児者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、県・市町の各行政、福祉サービス事業者、医療機関等との連携調整を行うことにより、地域における障害児者等の生活を支援する。

b 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

障害児者やその家族の置かれている環境、意向その他の事情を勘案し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、障害福祉サービス等の利用計画を作成する。

c 指定一般相談支援事業

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する障害者に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じるとともに、居宅において生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態の対応など地域生活を継続していくための支援を行う。

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。

(オ) 職場適応援助者事業（ジョブコーチ）

障害者と事業主及び当該障害児者の家族に対し、職場適応に関する支援を実施することで、雇用及び就労の安定を図る。

(カ) 交流支援事業

地域で生活する障害児者に対し、様々な交流活動の機会を提供し、生活の質の向上を図る。

(キ) 福祉サロン事業

共同生活住居利用者、地域の障害児者やその家族、地域住民を対象に、情報の提供や様々な人達との交流を通して、学び、楽しむことができる場として活用する。

キ 食事の充実

利用者の身体状況、喫食状況、嗜好等を考慮しながら、医師、看護師、栄養士等関係職員が連携のもと栄養ケアマネジメントを実施し、栄養状態の改善と維持を図る。

また、豊かな食生活を実現するため、季節感のある食事を提供する。

ク 衛生管理、安全管理の徹底

(ア) 衛生・健康管理の徹底

嘱託医及び協力医療機関等と連携し、利用者個々の健康状態を常に把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療及び状態管理を徹底し、利用者の健康の維持増進に努める。

また、作業療法士による機能訓練の実施とアドバイスをもとに音楽、創作的活動、体操訓練を行い、障害の特性に応じた活動を通して生活能力の維持・向上を図るとともに、

関係職員が連携して口腔ケアを実施し、口腔機能の維持・向上に努める。

(イ) 安全管理の徹底

消防法及び施設の消防計画に基づき利用者の安全確保を図るとともに、緊急時における利用者及び職員の安全確保に対する意識強化に努める。

(避難訓練月 1 回、総合防災訓練年 2 回、防犯訓練、施設設備等の点検)

(ウ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報の漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

ケ その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質向上

職員としての専門性、倫理性をより向上させるとともに、職場における自己啓発、相互啓発の推進を図り、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努める。

研修の実施に当たり「職種に応じた研修」「階層に応じた研修」「運営に必要な研修」に大別し、外部講師及び内部職員を活用した講義を行うとともに、各種研修へ職員を派遣する。また、新任職員等に対して、OJT を実施し、日常的な研修体制の強化を目指す。

(イ) 福祉機器等の活用

利用者の安全性、快適性の向上及び職員の負担を軽減するため、障害に応じた福祉用具や福祉機器を導入する。

(ウ) リスクマネジメントの活用

障害児者の安全確保を最優先とし、利用者支援におけるリスクマネジメント実施要領に基づき、リスクの早期発見、改善に努め、事故の未然防止を図る。

(エ) 虐待防止の徹底

虐待防止委員会を中心に、職員の自己チェックや利用者及び職員の聞き取り等を実施し、虐待防止に努める。

さらに、桜ふれあいの郷基本理念に基づく倫理綱領、職員行動指針を徹底し、法令の遵守、職業倫理の意識向上を図り、利用者の権利を擁護する責任と義務があることを職員一人ひとりが自覚し、利用者へ適切な支援を提供する。

(オ) 苦情解決制度の充実

施設が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するため、第三者委員を含めた苦情解決委員会を開催し、その内容及び解決結果を定期的に公表するなど、障害児者の安全、安心な支援に努める。

(カ) 未成年後見制度及び成年後見制度の活用

未成年後見制度及び成年後見制度を有効に活用し、利用者の権利擁護に努める。

(キ) 福祉サービス第三者評価受審結果への対応

福祉サービス第三者評価受審結果を踏まえた改善に取り組み、サービスの質の向上に努める。

(ク) 情報提供等の推進

ホームページ等により障害児者や家族に、福祉サービスの内容等に関する情報を提供することにより、事業運営の透明性の確保に努める。

コ 建替整備

現在地における建替整備に係る設計を完了させる。また、新施設の建替に先立ち、建設予定地を整備する。

サ 地域における公益的な取組みの実施

社会福祉法人の責務として、施設の特長や地域の実情に合わせた公益的な活動に取り組む。

(5) 清風園 障害者支援施設

定員

生活支援施設 生活介護 53 名 施設入所支援 50 名

就労支援施設 生活介護 45 名 就労継続支援 B 型 20 名 施設入所支援 50 名

利用者の権利を擁護し、自己選択や自己決定の意思を尊重しながら、自立と社会参加を支援することで、利用者の自己実現を図るとともに、清風園が提供するサービスの更なる充実を目指す。

また、関係機関と連携し、周辺地域の様々なニーズに応じたサービスの提供及び地域福祉への貢献に努めるとともに、障がい者支援センターふれあいと連携し、利用者の心身の状態や希望に応じた地域生活移行を推進し、地域生活が継続できるよう支援を行う。

ア 生活支援施設

(ア) 生活介護

常時介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援や作業療法士等による機能訓練を実施するとともに、健康に配慮しながら、利用者個々に応じた余暇支援等を実施する。

(イ) 施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の支援や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

イ 就労支援施設

(ア) 生活介護

日常生活で介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護を行うとともに、個々の能力に応じた生産活動、創作的活動及び機能訓練の機会の提供を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(イ) 就労継続支援 B 型

一般就労が困難な利用者に対し、施設内において就労の場を提供するとともに、利用者の意向やニーズに応じて、一般就労に向けた支援を実施する。

また、作業内容の見直しや生産能力の向上、販路拡大等に取り組み、利用者の工賃向上を目指す。

(ウ) 施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

ウ 短期入所

短期間の入所を必要とする障害児者に対し、食事、入浴、排せつ等の支援を提供すること



により、障害児者とその家族を支援する。

- 定員 生活支援施設 5 名 就労支援施設 2 名

#### エ 日中一時支援事業

在宅の障害児者の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常生活上の支援を行い、その家族の就労及び介助者の一時的な休息に資する。

- 定員 生活支援施設 5 名 就労支援施設 2 名

#### オ 食事の充実

利用者個々の障害や疾病の状況に応じた、適切な栄養ケアマネジメントを行い、季節感あふれ、彩り豊かで、家庭的な温かみのある豊かな食生活の充実を図るとともに、アレルギーがある利用者に対する確に対応するなど、より安全で安心な食事の提供管理に努める。

#### カ 衛生管理、安全管理の徹底

##### (ア) 衛生、健康管理の徹底

利用者の高齢化が進み、介護度の高まりや健康管理の重要性が増しているため、嘱託医や医療機関を含めた多職種連携により、病気の予防、早期発見による重症化の防止に重点を置き、健康の維持・管理を図る。併せて職員及び利用者に対する感染症対策の実施、特定者を対象とした経管栄養の実施のための研修及び口腔ケア研修等を実施し、安全で質の高い医療的ケアを提供する。

##### (イ) 安全管理の徹底

消防法及び施設の消防計画に基づき利用者の安全確保を図るとともに、緊急時における利用者及び職員の安全確保に対する意識強化に努める。

(避難訓練月 1 回、総合防災訓練年 2 回、防災教育の実施年 2 回、防犯訓練月 1 回、総合防犯訓練年 1 回)

##### (ウ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報の漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

#### キ その他の管理運営の充実

##### (ア) 職員の資質の向上

各種研修会へ職員を派遣するとともに、全体研修や階層別研修等の職場内研修を実施する。また、ブラザーシスター制による取組みを行い、職員の資質向上と新規配属職員の相談に応じる体制を整備する。

##### (イ) 福祉機器の活用

介護用リフト等の福祉機器等を活用し、利用者の安全性、快適性の向上及び職員の負担軽減を図る。

##### (ウ) リスクマネジメントの徹底

インシデント及びアクシデント報告の分析に基づき、リスクの早期発見、改善に努め、事故の未然防止に努める。

##### (エ) 虐待防止の徹底

虐待防止委員会を中心として、虐待防止に関する研修の実施や倫理綱領、職員行動規範等の随時検証を行うとともに、職員一人ひとりが人権擁護意識を向上させ、法令遵守及び虐待防止の重要性を認識し、専門知識の獲得、技術向上に取り組む。

(オ) 苦情解決体制の充実

苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員の体制により、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、その内容及び解決結果を定期的に公表することにより、利用者の保護及びサービスの質の向上に努める。

(カ) 成年後見制度の活用

成年後見制度を有効に活用し、利用者の権利擁護に努める。

(キ) 福祉サービス第三者評価受審結果への対応

福祉サービス第三者評価受審結果を踏まえた改善に取り組み、サービスの質の向上に努める。

(ク) 情報提供等の推進

ホームページ等により障害児者や家族に、福祉サービスの内容等に関する情報を提供することにより、事業運営の透明性の確保に努める。

ク 障害者の雇用促進

業務内容や勤務時間に配慮しながら、継続して従事できる職場環境の整備に努めるなど、地域における一般就労先として障害者雇用を促進する。

ケ 地域における公益的な取組みの実施

社会福祉法人の責務として、施設の特長や地域の実情に合わせた公益的な活動に取り組む。

(6) 宝木保育園 保育所

定員 160名

宝木保育園の基本方針と保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益を考え、心身の健やかな成長を支援するための多様な保育サービスを提供していくほか、地域の子育て支援拠点として、相談窓口の設置、交流保育及びボランティア等の受入れを継続して実施し、地域に開かれた保育所を目指していく。

また、各種外部研修会等に参加することで、職員の資質向上を図り、保育の質の向上につなげていくほか、全ての職員が共通の理解認識のもと保育所運営に携わっていくための内部研修等の充実を図っていく。

ア 保育及び教育内容の充実

通常の保育に加え、リトミック・英語・運動を取り入れた保育及び教育の充実を図るほか、多様な保育需要に対応できるよう次の保育サービスを実施する。

(ア) 延長保育

(イ) 休日保育

(ウ) 一時保育（自主事業）

(エ) 発達支援児保育

イ 地域における子育て支援拠点の設置

子育てに関する不安感の軽減を図るため、地域の子育て中の親子が気軽に立ち寄り利用できる「子育てサロン宝木」を設置し、交流の場の提供や育児相談、子育てサークル活動などの支援の充実に努める。

ウ 給食の充実及び食育の推進

子どもの発育状態に応じた栄養の摂取に配慮し、給食を通して食習慣を培うほか、アレル

ギー疾患や体調に応じた食事の提供を行う。

また、野菜の栽培や調理体験など食に関わる体験を通して、食事や食材等への興味、関心を引き出すことに加え、食育だよりの発行により保護者に対しても食育に関する情報を提供する。

エ 衛生管理、安全管理の徹底

(ア) 衛生・健康管理の徹底

- 嘱託医の委嘱、定期健康診断、登園時健康観察の実施
- 衛生的な保育環境の確保
- 衛生的な給食調理環境及び調理作業の確保
- 保健だよりの発行

(イ) 安全管理の徹底

- 防災、防犯訓練の実施  
(避難訓練月1回、総合防災訓練年1回、不審者想定訓練年2回)
- 交通安全教室、防犯教室の実施
- 施設設備の安全点検等の実施
- 夜間警備の実施

(ウ) 個人情報の適正な管理

子ども及び保護者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報の漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

オ その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質及び保育サービスの向上

- 保育サービスにおける自己評価
- 職場内研修の充実、各種外部研修会への派遣等

(イ) リスクマネジメント体制の充実

子どもの活動に応じた環境の整備を図るとともに、リスクの早期発見、改善に努め、事故の未然防止を図る。

(ウ) 苦情解決体制の充実

保護者に苦情解決制度を周知するとともに、保護者からの苦情については第三者委員を交え適切に解決し、その内容及び結果を定期的に公表することにより、子どもの安全、安心な保育に努める。

(エ) 福祉サービス第三者評価受審結果への対応

福祉サービス第三者評価受審結果を踏まえた改善に取り組み、サービスの質の向上に努める。

(オ) 情報提供等の推進

施設の基本的事項や保育サービスの内容等に関する情報をホームページで提供し、運営の透明性の確保を図る。

カ 地域における公益的な取組みの実施

社会福祉法人の責務として、施設の特長や地域の実情に合わせた公益的な活動に取り組む。

(7) 栃木県障害者保養センター那珂川苑 身体障害者福祉センター  
(障害者更生センター)

定員 80名

障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、レクリエーション等を通して相互のふれあいと親睦を深めるとともに、バリアフリーの施設として専門的で質の高いサービスを提供し、障害者の健康増進と社会参加の促進が図られるよう、指定管理者としての事業を推進する。

また、地域における公益的な取組みについて、社会福祉法人の責務として、積極的な活動に努める。

ア ホスピタリティの向上

(ア) 接客技術の向上

職員間における意識の啓発、知識の相互交換及び情報共有に努めるとともに、職場内研修や外部講師による接客マナーの研修を行い、接客技術の習得・向上に努める。

また、自ら提供しているサービスを点検するために自己評価を行い、資質の向上に努める。

(イ) 送迎サービスの実施

栃木県内及び首都圏を含む近県の片道3時間程度を送迎範囲として、リフト付き車両による無料送迎を実施する。また、JR利用者の利便を考慮し、要望に応じ最寄駅への送迎を実施し、利便性の向上を図る。

(ウ) 各種イベントの開催

障害者保養センターとしての特色と那珂川町の地元色を出したイベントを開催し、利用者及び周辺地域住民に楽しみを提供するとともに、当施設の周知を図る。

- 県民の日記念事業
- 那珂川苑芸術祭
- 開設記念事業
- 障害者週間記念事業
- お楽しみ演芸会
- 日曜朝市
- 季節の行事
- 体験教室の開催
- 移動美術館の開催

(エ) 快適な利用環境の整備

館内外の清潔な環境と美化の保持に努めるとともに、魅力的な利用環境の整備充実を図る。

- 作品展示（那珂川苑ギャラリー）
- 生け花の展示
- 売店コーナーの充実
- 図書コーナーの充実
- 貸出用パソコンの設置
- ホンモロコの常設展示
- 二次会場の充実

○ wi-fi の設置

(オ) 利用者の満足度向上

利用者の意見、要望等に対し、その対応策・改善策を検討し、掲示板等で公表し、利用者の満足度向上を図る。

イ 誘客対策の推進

(ア) ホームページの活用

障害者が利用しやすい施設という特長のほか、空室状況、観光情報、イベント情報、送迎サービスの実施等をホームページに掲載し、最新の情報の提供に努める。

(イ) インターネット予約

利用促進対策の一環として、電話による予約の受付と併せてインターネットによる予約を実施し、利便性の向上を図る。

(ウ) 訪問活動の実施

栃木県内及び首都圏を含む近県の各市町村の福祉行政機関・社会福祉協議会・福祉団体・病院などを訪問し、誘客を図る。

(エ) 関係団体のイベントでの広報

栃木県、那珂川町及び地元の団体等のイベントと連携した広報活動を実施する。

(オ) ダイレクトメールの送付

栃木県内及び近県の障害者支援施設や介護保険施設並びに過去に利用実績のある個人客及び団体客に対し、ダイレクトメールを送付して誘客を図る。

(カ) マス・メディアを利用した広報

新聞・ラジオ・情報誌等を活用した広報活動を実施する。

(キ) 周辺観光資源との連携

地元の観光施設と連携し、PR 活動を実施することで、相互利用の促進を図る。

ウ 専門的サービスの提供

(ア) 入浴介助サービス

家族等の日頃の介護疲れを和らげるよう、介護福祉士や施設での入浴介助の経験がある職員が入浴介助することにより、利用者に安全で快適な入浴を提供する。

(イ) リハビリテーション相談会の開催

身体障害者のリハビリテーションを支援するため、作業療法士等による機能回復訓練に関する相談会を開催する。

(ウ) 福祉用具の提供

利用者が安心・快適に利用できるほか、介護の負担を軽減するため、障害に応じた福祉用具を提供する。

エ 食事提供の充実

(ア) 食事サービスの向上

安全・安心な食事の提供を基本に、季節に応じたメニューの見直しを行い、新メニューの開発や増し料理の充実、昼食メニューの充実に努め、豊富なメニューを提供するほか、地元特産品の食材を積極的に活用し、特色ある食事の提供に努める。

(イ) 利用者ニーズへの対応

障害者や高齢者など、様々なハンディを持つ方の個々のニーズに応じ、きざみ食や減

塩食などの提供に努める。

(ウ) 栄養成分の表示

利用者の健康増進に寄与するため、メニューの栄養成分を表示する。

オ 障害者雇用及び就労訓練の実施

現在雇用している障害者の職場定着に努めるとともに、障害者の就労訓練の場として、障害者支援施設利用者や特別支援学校生の実習等を積極的に受け入れる。

さらに、障害者支援施設等の製品販売や役務の委託を行い、障害者の工賃向上に貢献する。

カ 衛生管理、防災管理の徹底

(ア) 衛生管理の徹底

- 食品、厨房設備の衛生管理の徹底による食中毒の防止
- 館内外の清掃の徹底による清潔で快適な環境の保持
- レジオネラ菌対策としての消毒、定期検査の実施

(イ) 防災管理の徹底

利用者の大半が障害者であることに配慮し、事故防止の徹底に努めるとともに、消防署等との連携を図ることで利用者の安全を確保する。

- 火気取締りの徹底
- 総合防災訓練、AED 研修及び施設設備の定期点検の実施
- 災害時に備えた非常用保存食の確保及び地域との協力体制の構築

キ 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

## 2 事業部

「健康長寿日本一とちぎ」の実現に向けて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることを目標に、県民の自主的な健康づくりを総合的に支援するとともに、高齢者の健康づくりや生きがいを支援する。

なお、地域における公益的な取組みについては、社会福祉法人の責務として積極的な実施に努めるとともに、利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいなど不適切な取扱いが生じないよう適正な管理に努める。

### (1) 事業企画課

事業部幹事課として、事業部 4 課の業務の総合的な調整等を行うとともに、指定管理者事業であるとちぎ生きがいきづくりセンターの管理運営及び高齢者生きがいきづくり支援事業を行う。

ア とちぎ生きがいきづくりセンターの管理運営

とちぎ生きがいきづくりセンターの指定管理者として栃木県シルバー大学校の運営を行うとともに、とちぎ生きがいきづくりセンター県南支所及び県北支所の管理運営を行う。

(ア) 栃木県シルバー大学校の運営

高齢者の生きがいきづくりの支援及び地域活動実践者を養成するため、高齢者への学習機会を提供する。

- 学習年限（学習時間） 2 年間（160 時間）
- 学年定員 560 名（中央校 320 名・南校 120 名・北校 120 名）

(イ) とちぎ生きがいつくりセンター県南支所（栃木県シルバー大学校南校）及び県北支所（栃木県シルバー大学校北校）の管理運営

県民が利用しやすい施設となるよう十分配慮し、適切な維持管理を行う。

イ 高齢者生きがいつくり支援事業

栃木県からの委託事業及び自主事業として、高齢者の生きがいつくりや健康づくりを支援する次の事業を行う。

(ア) ねんりんピックとちぎ開催事業

高齢者を中心とした県民の生きがいと健康づくり、社会参加の促進、世代間交流等を図ることを目的とする「ねんりんピックとちぎ」の運営を県から受託し、実施する。

○ 実施時期 平成30年5月6日（日）～5月27日（日）

○ 大会の主な内容

- ・ スポーツ・文化交流大会（19種目）
- ・ シルバー作品展（日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真）

(イ) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣事業

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭への本県選手団の派遣事業を県から受託し、実施する。

○ 大会名 第31回全国健康福祉祭とやま大会（ねんりんピック富山2018）

○ 開催期日 平成30年11月3日（土）～6日（火）

○ 派遣種目 19種目及び美術展

○ 派遣人員 選手147名、役員8名（見込）

(ウ) 生きがい推進員運営事業

シルバー大学校への入学者全員を「生きがい推進員」に委嘱し、地域活動への参加を促進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、卒業後も積極的に活動できる体制づくりを推進する。

(エ) 介護支援専門員の試験及び研修事業

介護支援専門員の資格取得等に関して、試験及び研修の実施機関として、栃木県から指定を受けて行う。

a 介護支援専門員実務研修受講試験事業

介護支援専門員実務研修受講希望者に対し、必要な専門知識を有しているかを確認するための試験を、指定実施機関として実施する。

○ 実施時期 平成30年10月14日（日）全国一斉

○ 実施場所 宇都宮市内

○ 受験者数 1,450人（見込）

b 介護支援専門員実務研修等実施事業

介護支援専門員の資格取得及び資格更新や資質の向上を目的とした各種研修を指定実施機関として実施する。

(オ) その他の事業

a 情報提供事業

情報誌「いきいきとちぎ」を年4回発行し、県、市町、福祉施設、医療機関、金融機関、社会福祉協議会、理髪店、賛助会員等に配布する。

b 賛助会員入会促進事業

高齢者の生きがいつくりや健康づくりを支援する事業の目的に賛同し、必要な援助を行う賛助会員を募集する。

(2) 健康づくり課

指定管理者事業である「とちぎ健康づくりセンターの管理運営事業」のうち、県民の自主的な健康づくりを推進するための事業を行うとともに、健康づくりに関する事業の普及啓発を行う。

特に、「とちぎ健康 21 プラン (2 期計画)」や「栃木県健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づいて設置された「健康長寿とちぎづくり推進会議」の目的に沿った事業を、関係機関・団体との連携協働の下に実施し、運動の一翼を担って行く。

ア 運動施設利用者に対する指導・相談事業の実施

運動施設の利用者個人の状況を把握し、安全で効果的な運動実践のための施設利用講習や施設利用指導 (集団指導を含む)、体力測定に基づく運動実践メニューの提供などを実施する。

また、県民の自主的な健康づくりを総合的に支援するため、運動習慣の動機づけや健康づくりに対する意識の向上につなげ、生活習慣の改善による生活習慣病の予防等を図ることを目的に、「運動・栄養・休養」の視点から様々な健康づくり講座や健康づくり相談を実施する。

イ 健康づくり事業の普及啓発

県内の市町、企業、各種団体等が行う健康づくり活動に対し、講師派遣等による支援を実施する。

また、関係機関と連携し、施設利用者の運動実践データの分析等、健康増進に関する調査研究を行い、これらの取組みにより得られた結果を、学会等へ報告することにより、栃木県全体の健康増進に寄与する。

ウ ア及びイの事業の実施に当たっては、県民一人ひとりが生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる、豊かで活力のある「健康長寿とちぎ」の創造に寄与するため、次の 5 つの事項について重点的に取り組む。

(ア) チーム体制での支援

健康課題の解決に向けて活動する保健師、健康的な食生活を指導する管理栄養士、安全で効果的な運動プログラムを提供する健康運動指導士等が、チーム体制で総合的に健康づくりを支援する。

(イ) 各種運動講座、集団指導等による健康寿命の延伸への支援

「とちぎ健康 21 プラン (2 期計画)」の 4 つの基本方向を達成し、健康寿命を延伸できるよう、様々なメニューを用意して健康づくりを支援する。

(ウ) 運動の習慣化への支援

体力測定と運動実践メニューの作成により運動に取り組む動機づけを高め、年間を通じた継続的・習慣的な運動実践を促進する。

(エ) まちづくりの支援

ソーシャルキャピタル (社会関係資本) の整備を図るため、市町等に対する支援を通



して、広域的に運動実践に取り組めるような社会環境の整備・ネットワーク構築に努める。

(オ) 調査研究

健康づくり事業評価のために、施設利用者の運動実践データ等について調査分析し、今後の事業展開に生かしていく。

**(3) 健康の森管理課**

指定管理者事業である「とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいつくりセンターの管理運営事業」のうち、とちぎ健康の森施設全体の維持管理を行うほか、とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいつくりセンターに関する情報提供や広報活動、施設の利用・貸出に係る管理運営業務を行う。

ア とちぎ健康の森の維持管理業務

(ア) とちぎ健康の森の建物施設及びウォーキングコース・庭園等が、地域に開かれた施設として利用されるよう、安全・安心や快適さ、省資源・省エネルギー等に配慮しつつ、施設や設備の点検・修繕等、総合的な維持管理を行うことにより、利用環境の向上に努める。

(イ) 施設の利用者及び入居者の安全確保のため、各入居団体、とちぎリハビリテーションセンター及びわかくさ特別支援学校との連携のもと、防火・防災・防犯対策、禁煙対策などを講じ、安全管理に努める。

イ 施設の貸出及び利用に関する業務

とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいつくりセンター施設の貸出業務及びとちぎ健康づくりセンター運動施設の利用者に対する管理業務を行う。

また、健康づくりに関する情報の発信及びアンケート等を通して、施設に対する満足度の把握に努め、利用者の利便性を高めるなどサービスの向上を図る。

**(4) 就業促進課**

高齢者が長年培った豊かな経験と知識・技能を生かし、働くことを通して社会活動に参加し、健康で生きがいをもった高齢期を送ることができるよう、高齢者の希望に応じた就業機会を確保し、提供するための普及啓発、研修、相談・指導等を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会の事業として実施する。

ア シルバー人材センター事業に対する支援

栃木県内のシルバー人材センター事業の普及啓発、運営の相談、指導及び助言を行うとともに、県内市町のシルバー人材センターの会員及び事業の拡大を支援する。

イ 高齢者活躍人材育成事業

シルバー人材センターでの就業を希望する高齢者を対象に、様々な技能講習会を実施し、就業機会の拡大を図る。